

次期大田区子ども・子育て支援計画（令和7～11年度）について

1 策定の趣旨

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は5年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされています。この規定に基づき区は、令和2年3月に現行計画を策定しましたが、令和6年度で計画期間が終了することから令和7年度から令和11年度を計画期間とする第三期計画を策定する必要があります。

なお、現行の大田区子ども・子育て支援計画は「子ども・子育て支援事業計画」と次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」を包含した計画となっており、今後策定する第三期計画についても、この2計画を併せ持った計画とする予定です。

2 策定に向けた業務

(1) 令和5年度

- ①就学前児童等保護者及び小～高校生を対象とした区民意向調査の実施
- ②調査の集計、分析、報告書の作成
- ③地域子ども・子育て支援事業のニーズ量及びサービス事業量を推計し、その確保策を検討
- ④第三期計画のための基礎資料の作成 など

(2) 令和6年度

- ①令和5年度調査等を踏まえた計画案の作成
- ②第三期計画案に対する区民説明会及びパブリックコメントの実施 など

3 その他

- (1) 区民意向調査業務を支援する受託事業者をプロポーザルにより選定し、現在は契約締結に向け手続きを進めています。
- (2) 国からの計画策定に関する基本指針の通知時期などによりますが、第2回子ども・子育て会議において区民意向調査内容について、第3回子ども・子育て会議において区民意向調査の調査結果の報告（単純集計）を予定しております。

4 スケジュール

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
次期計画の策定	← 調査表の設計 →		意見反映	★調査票を確定	← 回答期間 →	← 回答の集計・分析 →	← 報告書の作成 →	★報告書の確定・納品
子ども・子育て会議	【第1回会議】 ・現行計画の前年度実績報告 ・次期計画策定の概要説明			【第2回会議】 ・調査内容について説明			【第3回会議】 ・アンケート調査の集計結果について報告	